

令和6年度 第3回湯河原町宿泊税検討委員会 議事録

日時：令和7年3月26日（水）

午後2時02分～午後3時56分

場所：湯河原町役場第2庁舎3階

第1～3会議室

〔出席者〕

宿泊税検討 委員会委員	西山正一、室伏学、村上一夫、丸塚順子、山下真輝、政所利子、田邊敦、森安亮介 Web参加：石田浩二、欠席：高橋延幸
町（事務局）	鈴木参事兼地域政策課長、中村地域政策課副課長、宮下観光課長 狩野税務収納課長、山田税務収納課副課長、寺嶋税務収納課主事

〔内 容〕

1 開 会

【事務局】

皆さん、こんにちは。まだ見えられていない委員さんもおりますが、定刻を若干過ぎましたので、ただ今から第3回湯河原町宿泊税検討委員会のほう開催させていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、ご参加いただきまして、ありがとうございます。

改めまして、湯河原町役場政策グループ参事の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、前回、第2回会議の終了後、私ども事務局が取材を受けまして、少し意図しない形で報道がなされました。あたかも議論が固まったかのような報道で、私どもも意図しない形での報道であり、委員の皆様にもご迷惑、またご不信を招いてしまった点、改めてこの場を借りてお詫びさせていただきます。

まだ、こちら取材等あるかもしれませんが、その辺の対応の仕方については、改めて気を付けて対応していきたいと考えておりますので、どうか引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、本日の会議でございますが、高橋旅館協同組合副理事長が欠席、石田観光協会会長におかれましては、ウェブでの参加となっておりますので、この場を借りてご報告させていただきます。改めまして、本日も活発なご議論をいただければと思います。

では、これより先の進行につきましては、山下委員長のほうでよろしくお願いいたします。

2 議 題

(1) 宿泊税 Web アンケート結果について

【委員長】

それでは、第3回ということで、今日は制度の方向性みたいなところが決まってくると良いかなと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、お一人欠席で、現在お一人遅れているので、委員8名が出席されていることから、要綱第6条第2項の規定により、委員会が成立していることをご報告させていただきます。また、今ご案内のとおり、石田委員はオンラインということで、よろしくお願いいたします。

それでは、議題の1番目「宿泊税 Web アンケート結果について」事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

…資料No.1に基づき説明。

【委員長】

ありがとうございます。

それでは、こちら資料1の結果について、ご意見、ご質問があればお願いします。

他の自治体でも Web 調査はあるので、傾向はそこまで変わりませんが、宿泊税に関しては、皆さん理解が進んでいるのかなと思います。旅行先として影響があると答えた人も、別に行かないというわけではないので、ここで「影響がある」イコール行かなくなるということでもないのかなという気がしますので、そこも私はそこまで気にしなくても大丈夫なのかなという気はしています。

あと 300 円以上の宿泊税を払うこととかですね。これも他の自治体で、けっこう 500 円くらいまで良いよって人が多いんですね、全国的にみると、だから宿泊施設さんとかは、なるべく安くとおっしゃるんですが、旅行者自体はそこまで、300 円から 500 円は容認できるという方もけっこう居られるので、まあ 500 円はある程度の宿泊費以上ということになりますけど、300 円とかであればほとんど影響はないのかなというのが、今のところの全国的な傾向かなと思っています。

基本的にこれも公開される資料でしたっけ。

【事務局】

はい、そうです。

【委員長】

前回、事業者さんの量が足りないという話もありましたけど、ある程度これで補完できた感じということで、よろしいですかね。

【事務局】

そうですね。宿泊客のほうは、前回 35 名だったと思うのですが、今回千名のアンケートが取れたということで、ある程度母数としては有効なのかなと思います。

【委員長】

事業者のアンケートのほうも一応補完できたということによろしいんですか。

【事務局】

前回は、154 施設のうちの 16 件で、全体の傾向としても変わらない部分がありましたので、そんなに問題ないのかなと考えています。

【委員】

質問なのですが、資料 1 の 11 ページの左のグラフで「まったく影響はない」23.1%、「宿泊税が町の観光施策に使われるなら、影響はない」という回答が多いというのは、この回答というのは、どう受け取ったら良いのでしょうか。

【委員長】

一般財源とか、何かよく分からないことに使われるのでは困るよってことかなと思いますけど、ちゃんとインフラ整備とか、町の魅力アップとか、旅行者の利便性とかになるのであればということかと思います。

【事務局】

事務局としまして、条例でしっかりと観光目的にしか使わないということは明示させていただきますので、その辺の心配というか懸念は大丈夫なのかなと思います。

【委員長】

そうですね。これが一般財源化される、確か大阪が一般財源にしてるじゃないかな、ちょっと忘れちゃった、確かそうだった気がするんですけど、全部が全部観光に使われていない所もあるんで、ただ普通の宿泊税は全部目的税として使われるんで、一般の旅行者のアンケートを取ると、その辺はそんなにリテラシーがないんで、選択制でこういうふうに答えるというのは問題はないと思います。

【委員】

宿泊事業者向けのアンケートを補完していただいて、良かったかなと思います。こちらの参考資料の 11 ページと 12 ページにわたって書いてあるんですけど、まず問 15 の中で「申告納税の煩雑さ」というのが一つあるということと、12 ページの「電子納付で

きるようにしてほしい」「ネットだけで完結できる申告システム」この点というのは、どのように受け取られて、現実的に湯河原の現状としては、かなり大変なことなのか、あるいは補助金などでケアできるのか、ちょっと簡単で良いんですけど説明してもらえますか。

【事務局】

まず電子申告につきましては、現在入湯税が国のエルタックスというシステムの中で、既に電子申告ができるようになっていまして、町もそれに乗った形で実際に数か所ですけど、入湯税で申告納税を受けている部分もありますので、宿泊税についても入湯税と同じ仕組みで整えるご用意がありますので、電子申告納税自体はしていただけるのかなと思っています。

ただ、入湯税と違って全く新しく宿泊税を特別徴収される施設さんもありますので、そういった申告のご案内などは今後行っていく事業者説明会を丁寧にやりながら周知していきたいと考えています。

【委員】

ありがとうございます。

【委員長】

納付のときの手数料はどうなるんですか。福岡だと振込しかやってなくて、それも宿泊施設さんから指摘されているんですね。

【事務局】

電子申告自体の事業者さん負担というのはありません。どちらかというと、町がそれに対するシステムの手数料を国に対して払っていくことになります。

【委員長】

その1トランザクションに対して取られるでしょ。

【事務局】

そこは町の負担になってくる部分になります。

【委員】

個人向けのアンケートの12ページ同行者別というところで、単身、家族・親族、友人などあるんですが、湯河原に観光に来ているお客さんの属性の割合としては、どんなかんじになりますか。というのは、家族で来て4人とか5人いた場合、宿泊税が一人当た

り仮に 300 円だとすると、300 円かける 4 人となりますよね。一方単身だと一人分の 300 円しか増えないんだけど、家族であれば千いくらとなりますので、全体の傾向として、どれくらいが占められるのかというのが、もし分かれば。

【委員長】

割合的には、これが実態と合っているかどうかということでしょうね。
肌感覚としてどうですか。

【事務局】

観光課でございます。数字を持ってきていないので、肌感覚というところで、もし宿泊事業者様のほうで、それ違うよというのがあれば指摘していただければと思うのですが、基本的に湯河原は家族・親族の同行者という人が多いのかなと認識しています。単身一人で来るといってお客様は、宿泊施設様のほうでも単身宿泊というのは少ないので、比較的少ないのかなと思っています。

【委員長】

家族・親族というのは、ご夫婦とかも含めてですね。

【委員】

私どもは温泉旅館ですけど、温泉旅館で単身利用というのはほとんどないです。なので全体でも 16.2%もないのではないかなというのが、漠然とした感想です。

【事務局】

7 ページの部分で今おっしゃっていただいたと思うんですけど、これが全てではないですけど、アンケートの千人のうち、湯河原に来たことがあるという方が 524 名いまして、その中の割合で単身が 16.2%ということがありました。これが全てではないですから、あくまでも参考となる部分なのかなと思います。

【委員長】

もう少し単身は低いかもしれないということですかね。ビジネスユースはほとんどないということでしょうかね。

【委員】

逆に委員長に伺いたいのですが、このアンケートの中にはないのですが、繁忙期オンとオフの期間の割引とか、日本の場合三連休みたいのがかなり出てきたんですが、こういうのって一般的に海外も含めて割引率みたいなものと連動させるってことあるんです

かね。

【委員長】

宿泊税は連動しませんけど、宿泊費は季節に応じて需要と供給で変わってくるんで、海外の場合は率ですから、宿泊税がそれに応じて変わってきますね。

【委員】

今あったように、家族4人で500円だと2,000円になりますよね。300円なら1,200円ですけど、やはりその辺が、湯河原が家族とか親族が多いのなら、逆にそこに割引があっても良いのかなという、私も度々来て、家族が多いというのはすごく実感しているので、そうすると大体お子さんがいるところだと、お父さんが会計の時に何か言っていることが多々あるんですね。これは税金とはちょっと違うかもしれませんが。

【委員長】

税の専門家の先生と前にいろいろ話した時に、結局数万円の宿泊費が払えるという経済的余裕がある人から取るので、それが無理がない範囲でということなので、決して宿泊税がもの凄い経済的負担になるという人たちではないということです。例えば京都なんかですと、10万円以上1万円の宿泊税で話題になっていますけど、10万円の宿に泊まる人からしたら、たかが知れているので、そこは考えとしては、その金額を払える人にとっては受け入れられる範囲という設定だと思います。

【委員】

アンケートから離れてしまって、すいません。確認をさせていただきました。

【委員長】

あとは一泊二日においては、圧倒的に日本人が多いということです。外国人は、もう少し泊まりますので。

あと宿泊費の9ページのところは、これは実態と照らし合わせたときに、1万円以上2万円未満が一番多いですけど、2万円以上がもう少し多いのかなと思いましたけど、ここはどうなんでしょう実態として。

そんなに安いのかなと思ったんですけど。

【事務局】

前回、宿泊データ分析システムの宿泊料金区分ごとの割合をお示ししましたが、ここで掲載がないので、改めてそちらをご案内しますと、5千円未満が4.1%、5千円から1万円が16.5%、1万円から2万円が53%で、やはりこの価格帯が非常に多くて、2万円

以上から 3 万円未満が 15.6%、以下 3 万円から 4 万円が 4.2%、4 万円から 5 万円が 2.5%、5 万円以上が 4.1%という割合でした。

【委員長】

凄いい宿というか、比較的何度も来る方々のための割とお安い宿も多いということですね。

これを見ると、1 万円以下の人たちを特別に減税したりということを、どこまで考える必要があるのかなとは思いますが。これが大阪とか東京とか都市部になると、労働者向けの宿があつたりとか、ちょっと違う方々が多いので、ちょっとそこに対しての減税とかを考えますが、いっても割合が十数パーセントということになりますね。

私は 1 万円以下、5 千円未満を大阪みたいに税金を取らないということまで考える必要はないかなと思います。

さっきの 11 ページの 6 割の人が影響しないと答えているというのと、4 割も影響すると言ってるじゃないかという意見がでる可能性がある。分からないという人は、2 割いますが、こういう方々も基本的にはそこまで影響ないのかなと。あと、さっきも言いましたが影響はあると答えた人イコール行かないことにはならないということですよね。ちょっとここは解釈をきちんと伝えたほうが良いかなと思いました。

【委員長】

特になければ、次に移らせていただきます。

(2) 宿泊税の使途について

【事務局】

…資料No.2 に基づき説明。

【委員長】

ありがとうございます。では、前回もこの話は出てきたんで、使途については、ここで具体的に煮詰めることはちょっと難しいんですけど、一個一個ご意見をいただいて議論につなげられればと思いますので、よろしくお願いします。

一点冒頭私から申し上げるとすれば、やはり町としての課題感ですよ。計画があるのでかけないといけない、でも前提としてはどういう危機感を持っているのか、どういう課題感を持っているかというのが、前提になかったら他の自治体がこんなふうに使っていますってということだけでは難しいかなという気がするんで、例えばこの 10 年間の宿泊者数の推移ですとか、コロナによって宿泊施設さんの従業員の課題があげられているとかですね。それから例えば平日とか季節の変動によって、どのような問題を抱えているのかとか、例えば単価が上がっているのか、下がっているのかみたいなこともですね。

だから今外国人宿泊者数は十分確保できていないということに対する問題意識というか、ちょっと前提をしっかりと入れられたほうが良いかなと思います。じゃないと、何のために宿泊税を徴収しようとしているかという、大きな前提になってくるので、その問題意識をしっかりと主要化して公表されたほうが突っ込まれないかなと思いますので、そこは検討されたほうが良いかなと思いました。

その上で何に使うかというのは、そんなに観光施策というのは、そんな突拍子もないウルトラCみたいなものではなくて、大体基本的なものになると思うんですけど、方針みたいなもので言うとですね。観光客が増えることと、地域住民の暮らしが良くなること、同時に上がっていく必要があると思うんで、観光客のためなんだけど、地域住民にとっても利便性が高まっていくような、なんかそういう使途の方針みたいなものは明確にあったほうが良いと思いますので、そのへんも町の総合計画とかと連動性があるかなと思いますので、少しそこは使途の項目出しだけではなくて、どういう方針でやるのかという、多分観光計画に書かれていると思いますが、そこはある程度共有したうえで使途の議論をしていただければと思います。

では、そのことも踏まえて、こちらにご意見をお願いします。

【委員】

今委員長からのご意見を含めまして、全般的に、基本的には賛成と考えています。

ただ一つ、一步進めてですね、この観光に限る毎年公表、分かりやすい使途というだけではなく、例えば徴収した宿泊税額の6割、1億8千万円であれば1億8百万円を観光協会に委ねるといった割合での定率配分を明示していただけると、より一層観光事業者、宿泊事業者としては安心できますので、ご検討いただけたらと思います。

【委員長】

これは、あと冊子の機能のあり方とイコールかなと思うので、前にも言ったかもしれませんが、長崎とかは相当の部分をDMOに財源を渡して、DMOが効率的に機動的に使っていくということ、それは組織がちゃんとしていることが前提だと思いますので、推進体制の強化みたいな、例えば書き方としてですね、その上で観光協会さんなり、旅館組合さんにしっかり活動していただくことの重要性みたいなことを謳って、いわゆる利益供与に見えないようにしっかりと書かれたら良いと思いました。

割合で書くかどうかは分かりませんがね。観光協会さん、旅館組合さん、商工会さんみたいな経済団体が活動できるというのは大事だと思います。

【委員】

今の7ページ最後のところですが、これは使途の公表に向けて、こういうふうに整理している途中だと思うんですが、一番最後の「収収の一定額を基金として積み立て、」つ

という積み立てることが継続的な成果戦略がそこないと、積み立てというのは、何かおかしい話で、そこにかかり言葉で大型観光施策になると、なんかまた漠然とてしまうので、せっかくアンケート、それから事業者の声をこうやって拾い上げてきたら、少し見えてきたのは、やはりどういうターゲットを質的に上げていくのかと、あと質の向上ですよね。それとできれば湯河原独自の、固有の、そろそろそういう言葉がないと、ただ単純に積み立てて大型観光施策となっちゃうと、また広がってしまうみたいなことなので、これは結論ではないと思いますが、公表するときに言葉の整理を少ししていくと誤解がないかなと思います。

【委員長】

この一定額は基金というのは、当初予算から上振れた分という理解で良いですか。

【事務局】

おっしゃるとおり、当初予算から上振れた収入があれば、基金条例などを作り積み立てていくことは可能かと考えています。

【委員長】

だから別に当初予算で基金にすることではないですよ。

【事務局】

そこについては、詳細はまだ詰められていないことになります。

【委員長】

通常であれば上振れた分ですよ。

【委員】

そうですね。まだ途中だとは思いますが、そろそろ使い方を整理したほうが良いと思います。

【委員長】

これは大型観光施策というよりも、その年々のいろいろな不測の事態ですよ。例えば、コロナみたいのが急にあるかもしれませんし、それから災害とかね、そういうのがあるかもしれませんし、これだと観光キャンペーンみたいなデスティネーション・キャンペーンでお金出ますよみたいに見えてしまうので、その年度の様々な特殊事情とか、様々な観光課題に対応するためについていう、あと、やっぱり長期的な視点で必要な部分で、ここはあまりMICEとかの誘致はないので、10年後の誘致とかにお金を使うこと

もないかもしれないですけど、通常であれば、宿泊税予算と元々の観光予算を組み合わせ、更に基金から取り崩しで、毎年いくらかずつ入れた上での当初予算になると思いますので、基金ができたらすね。ちなみに福岡は基金だけで 10 億くらいあるんです。あそこは大きいですから、毎年 1,000 万、2,000 万少しずつ取り崩しているんです。

あとは、どういう使途でやっているかという時に、役場だけで決めないっていうことは明確にしたほうが良いと思うんで、やっぱり宿泊施設さんとか、この経済 3 団体になるか分からないですけど、そういった事業者の声を聞きながらやっていきますよというような、使途の検討ですよ、そこは明確にしたほうが良いと思います。

多分、そのつもりはあると思いますけど。

【事務局】

そこは 2 ページの頭に書かせていただきました。

【委員長】

「関係団体等の意見を聴取し」、これは聴取しとありますが、議論の場をしっかりと正式に作られたほうが良いかなという気がします。

【委員】

7 ページの一つ目なのですが、「その使途を観光振興に限るものとして」とあるのですが、その場合、観光をどこまで指すのかというのが決めないと、特に湯河原の場合は大事かなと思います。端的に、いわゆる観光業だったりというよりは、住民が幸せとか、商工とかもですね。特に湯河原の観光の要件的には大事かなと思っています。特に駅から温泉場に行くまでのバスから見える景色とかが、今でも空き家とか空き店舗がちらほら見えますし、ちょっと町に出ようとしても廃れている家が目に入ると、東京からのお客さんというのは、基本的には非日常的なものを味わいたいですとか、家族でゆったりしたくて来てると思うんですが、一步温泉場から離れると、なんか寂しい気持ちになるというのが、私も移住する前の湯河原の印象だったんです。ただ、よくよく入り込んだ今は、真鶴とかも含めて地域住民と接すると、実は面白いことをやってましたみたいなことに、どんどんはまっていったって感じなんですけど、それが来て 1 泊、もう 1 泊、もう 2 泊とか、もう 1 回リピートするみたいのにつながるといように、そう考えると、いわゆる旧来型のというか、人口増加前提の何かサイトシーイング的なというか、何かを見たり、美味しいものを食べるための 1 泊の旅行ではなくて、何か体験をするために、非日常的に来てるということからすると、近隣の商業や住民の日常生活とか、もっと広げると教育とかも入るのかもしれませんが、そういうことも含めた広義の観光の振興若しくは現状の維持みたいな考え方もあるのかと思いました。先ほど委員長がおっしゃったように、今の課題感をどう捉えるかというのが、まさにだと思ってまして、例えば 15

年後、20 年後の湯河原町の人口とか、旅館もそうですが、近隣のお店の事業承継の候補者、20 年後といいますと、今 30 歳くらいが何人いるんだろうみたいなことを考えていくと、どこに空き店舗が出てくるか大体見えると思うんです。そうしたときに空き店舗が凄く多発している場合における観光をどうするかみたいなのを考えざるをえないというのは、これ湯河原だけではなくて、全国的にそうだと思いますが、そういうことも踏まえると、その使途というのは、これ湯河原町としてお金が取れているので、湯河原の将来への投資を湯河原の町民、当然観光業さんが引っ張ると思うんですが、そうは言っても湯河原町あつての観光業だと思いますので、なんか湯河原のための投資というような使い方ができる税だと思いますので、そういうことも盛り込めるようにしていただきたいのと、住民として思いました。

【委員長】

宿泊税条例というのが、結局徴収の条例なんで、そこに湯河原としての観光の定義をそこに書くのか、福岡の観光振興条例が注目されているのは、使途の条例を作っているわけですね。その中に福岡市が考える観光とは何かということが明確に定義されていて、それは議会のコミットメントというか、観光って別に狭い観光じゃないよと、福岡にとっての観光はこうなんだと、だからこういうことをやっていくんで、それを宿泊税をもって、やってくださいねという使途の条例の必要性がいわれているんですね。

これがなかなかほかの自治体でもないと思うんで、観光振興計画に当然観光の定義を明確に書く必要は当然あるんですけど、議会としてのコミットメントっていうか使途の条例の必要性は最近いわれています。

さっき言った、しっかり広義で捉えてですね。広義に捉えすぎると何でもかんでも宿泊税をあてにした施策が上がってくるんで、なんぼあっても足りないんでというのもありますけど、いちおうそういった経過もそうですし、教育なんかもそうですけど、どこまで入れるかは別として、湯河原にとっての観光は何とするのかということは、明文化したほうが良いと思います。それに基づいて、何を宿泊税の予算でやっていくのかという話になってくるという気がします。

ここは、ぜひ最終的にパブコメとかにかける時には、湯河原にとっての観光とはこういう意味があるんだということを明確に全体で言って、かけないと、ただある特定の利益のためにやっているじゃないかと思われる可能性があるということですね。

【委員】

以前、ここ 2、3 年前にキャッチフレーズで「人を癒して、1300 年」というのがありましたけれど、あの辺にもっとしっかりと内容を肉付けていって、本当に癒すということが湯河原温泉らしい気がするので、その辺をちょっと肉付けしていったらどうかなと思うんですけど。

【委員長】

それは、観光計画か、どういう、コンセプトですか、観光としての。町のキャッチフレーズとか。

【事務局】

湯河原をPRするために誰もがその言葉で湯河原を想起するようなイメージとして「人を癒して、1200年」という言葉を使わせていただいたという経緯でございますが、そのキャッチコピーもコロナ禍前に計画し、その復興というかお客様が減っていった中で、少し時代が進んできて、果たしてそれを使い続けるのが良いのかどうかというところも含めて再検討が必要かなというところでございます。

ただ湯河原の観光ってみんなが思っているイメージ、結構静かなところとか、高級なところとか、自分だけの隠れ家的な使い方をするとか、みんなそれぞれイメージは同じものをイメージしているんですけど、言葉がないっていうのは、大きな問題かなというのがあるんで、そのところに湯河原って「癒す」っていうのは凄いいま合った言葉というふうに当時は使ってきたという経緯がございますので、そのあたりも含め今後の検討課題とさせていただければと思います。

【委員長】

訪れる人も住んでいる人も心地良いみたいなのところがあるでしょうからね。それが継続して住みたいという町のイメージもあると思うんですよね。それが憧れみたいな湯河原に住むということが、そこにも少し繋がっていくようなものを目指して施策をうつということかなという気がします。

あとはどうですか。こういうことはしっかりと検討すべきという課題とのセットなんで、例えば宿泊施設さんの今後は、とても重要な役割、結局前にも言いましたけど、ベッド数、収容人数イコール税収になるんで、これからはね。宿泊施設数、ベッド数が増えるということが税収が増えることになるんで、そこが大きな産業政策になってきますので、特別納税義務者である宿泊施設さんが、非常に持続的に事業活動ができることが税収アップになるんです。それをちゃんと支えるということが、重要なんで、それが宿泊施設さんを直接支えつつも、周辺環境の整備をして泊数を1泊から2泊、3泊としていただくということによって。あとは、平日とか閑散期対策ですよ。閑散期というのがあるか分かりませんが、平日・閑散期対策が必要ですね。さらに泊まった方の、例えば飲食とか、そういうサービス産業、そして湯河原は農業、漁業もありますので、そういった地産地消とか、そういう地元の宿泊施設さんから派生する産業みたいなものの施策も、地域産業との連携強化ってあるんで、こういうことは凄いいま重要になってくるかもしれないですね。

ポイントは一応踏まえてはいただいていると思います。

【委員】

ピンポイントで良いですか。税の使途でこれがいけるのか分からないんですけど、観光業に従事されている方の従業員の賃金を上げますとか、そういうのって例がないんですけど、やりづらい感じなんですか。

【委員長】

観光庁の政策なんかでも、待遇改善というのは明確に出ていますので、これは福利厚生とかですね、給料そのものだけというわけではないと思うんですけど、全般的にそれは大丈夫だと思います。担い手に繋がりますのでね。なかなか離職率も高いんでね。

この宿泊施設さんの部分っていうのは、どこにありましたっけ。

【事務局】

2 ページ目の「観光施設の整備・充実」ですとか、5 ページ目の「実現体制の充実・強化」なんかでしょうか。

【委員長】

明確に宿泊事業者の方々の事業活動として明確にうたったほうが良いかもしれないですね。

【委員】

先ほど公表する段階で少し言葉を整理したらということをおっしゃられたのですが、最後の使途のところも、これはこういうふうを書くかどうかは別なんですけど、丸の3 つ目に「宿泊事業者、宿泊客に説明しやすい、分かりやすい使途」とあるんですけど、宿泊客と事業者に説明しやすい、分かりやすい使途というのは住民にとっても、こういうふうに使われたというのがあるので、主語に入れる入れないは別として、地域住民が蚊帳の外にいるような表現はちょっと注意したほうが良いかなという気がしました。

【委員長】

基本方針みたいなものが、しっかりとあれば。

【委員】

そうですね。前提に書いてあればこれで良いのかもしれないですね。

あともう一点、先ほどたまたまウォーキングの話の時に出たんですけど、凄く重要なのは、安心安全のS O Sの医療チームとの対応というところで、これは今観光地どこで

も絶対にSOSのライフラインっていうのは確保すべきであると、やはり足の確保と公衆トイレと医療システムのネットワークっていうのが、これは国際観光地では絶対3本柱なので、そういうのが今のところ無ければ、最低限確保すべき、さっき良い例をおっしゃっていただいたので、最低限大事かなと思っています。

【委員長】

観光危機管理ですね。

【委員】

危機管理ですね。その辺は、ライフラインのことと、まさに積み立てたものが緊急時に優先的に使われるとか。そういうのって安心安全のブランディングに不可欠かなと思うんです。どう明記するかは、ちょっとお考えになられたらと思います。

【委員長】

津波とか、今後の地震とか、何があるか分かりませんので、そこは重要なポイントだと思います。

【委員】

おっしゃったように前提のなんかこうね。

【委員長】

そうですね。方針というかね。

【委員】

今の話、まさに私も共感していて、ここを出た議論を踏まえて、最後の7ページ目の4つ目なんですが、大型観光施策に使うかどうかなんですが、大型観光施策というよりは、持続可能な観光とか、観光の質を高めるために使うとか、湯河原の強みを更に伸ばすために使うとか、そういう量的なものよりも質的なものを想起させるような表現とか、より幅広くですね、その手段に観光施策はもちろん入ると思うんですけど、なんかそういった取組のほうが良いかなと、改めて感じました。

【委員長】

基金の性格としては、当初予算に盛り込めないものとか、長期的にやることだったり、あとは不測の事態とか、基金という性格を考えて、ただプロモーションとかだったら、当初予算に入れたほうが良いと思うんで、そこは、また今後基金の位置付けみたいな整理をされればいいと思います。

ちょっとこの段階では、そこまで事業を煮詰めるのは難しいんですけど、湯河原特有の問題ということでいうと、メリハリもあると思うんで、どういうことがプライオリティが高いのかっていうのが、まだちょっと分からないですけど、前提も理解できていない中で。

【委員】

ちょっと電波が悪くて、一部聞こえないところもあったんですけど、概ね皆さんの意見を聞いていて、特に何があるというわけではないので結構です。進めていただければと思います。

【委員長】

適宜はさんでいただいて、構いませんので、すいません。

今日はこれぐらいで、これは次回の争点になりますかね。どの時点で、どういうふうに煮詰めていけますか。

【事務局】

すいません。今私どもで考えているのは、観光立町推進会議をここで新たに組み直して、計画の策定に向かいたいと思っています。その第1回会議が5月中旬頃になってくるといふふうに思ってます、そこで検討を固めていくというような状況を目指しているところでございます。

一方この宿泊税の総務省協議を進める前に、事前に資料作成や議会を考えると、どうしても4月中に固める会議があつて、4回目の会議は概ねそこで。

【事務局】

4月中に、まずは制度設計自体を固めたいというところは、当然使途という部分でいろいろといただいた意見を包括的にまとめたりですとか、見通しが見えてくる部分というのは提示すべきところではあるのかもしれないですけど、一方で制度設計を固めた上でということも並行してやらなければいけないのかなと思っていますので、4月中に何をどこまでいけるか、もう一回会議は開催させていただこうとは思っているんですけど、どこまでいけるかというのが、ちょっと詰めていきたいなと考えております。

【委員長】

というのがですね、この後議論になるんですけど、この税額のところで、これ今のシミュレーションで1億8千万、これに元々の使っている観光予算組み合わせて、どれくらいのボリュームかっているのはありますけど、結局どれくらいの予算が必要なのかっていうことがなかったら、使途が見えてこないじゃないですか。

いくらが取りやすいかっていうだけで決めたら駄目だと思うんですね。どれくらいいいんですかっていうこともあるんで、予算としてね。だから、今ここで書かれている使途を、今後煮詰めていくと思うんですけども、概ねこのやりたいことがあって、この大体約1億8千万くらいが集まってくれば、ある程度やれることがやれるのかどうかとかね、そこもちょっとないと、多分委員の皆さん、金額の設定のところで、お客さんがどれくらいだったら良いとか、事業者がいくらくらいだったら取りやすいかというだけで決めて良いかという問題があるんですよ。だから、結局そのぐらいの税収を見込みたいかっていう、これは町としての意思も示してもらったほうが良いと思うんで、一応ここに書いてあるぐらいの感じかなと思っていますけど、それで良かったら、この税収で良いし、足りなかったら宿泊税の税額を上げなくてはいけませんし、その塩梅もこの後のテーマですけど、必要なのかなと思いますよ。

ということで、一旦この使途に関しては、使途というかどういうテーマが考えられるのかという話だと思いますけど、使途という段階にはなっていませんので、どういう項目があるのかという項目出しを一旦していただけたということで、あと特に宿泊施設さんとか、経済団体さんとしてのある程度は意見というか、要望みたいなものは言っていて、その上でこの後の税額とか、大体の税収シミュレーションの中で、良いのか足りないのかみたいな、そんな議論になると思いますので、もしここでなかなか思いつかなかったら、また別途各団体の皆さんからご意見出されたほうが良いと思いますので、検討していただければと思います。

はい、よろしいですかね。よろしければ、次に進みますけれど、よろしいですか。

先ほど、私が触れましたけれど、税額については税収問題とその施策のボリュームに関わりますので、議題の3番を事務局から説明してください。

(3) 宿泊税の税額について

【事務局】

…資料No.3に基づき説明。

【委員長】

ありがとうございます。

一点整理というか、入湯税自体は入湯税の条例を改正すれば良いだけだから、入湯税は変えることはできるわけですよ。だけど、入湯税を取る、取らないによって、宿泊税を可変させることは駄目ですよということなので、ちょっとそこは福岡なんかも入湯税を一律50円に減額してますから、ただ入湯税は入湯税の役割というか、目的があるので、せっかく取っている、言い方悪いですけど、税金なので、これを継続的には取ったほうが良いんじゃないかと思われます。でも下げたほうが良いというのであれば、それも選択肢ということなんで、お客さんからすると、入湯税を減額してもらって、その分

宿泊税をちゃんと取ってというのも、ありと言えはありなんですけど、繰り返しになりますけど、条件付き定額制みたいな、入湯税があるからどうのこうのという分け方ではないということだと思います。そこはご理解いただければと思います。

他の自治体は、入湯税を高くするというやり方を取っている所もあるわけですからね、別府なんかはですね。別府も今度宿泊税導入を検討するそうですけど。

あとは、議論のポイントとしては、4ページのさっき申し上げましたけど、1万円以下の方は少ない、いるのにしてもですね。だから、これ①、②、③で5千円未満とかって書いてありますけど、こういうので良いのか、もうちょっと分かりやすく1万円以下は、もうちょっと2段階くらいにするのか、前回の話だと5万円以上くらいに変えるのはみたいな、いくつか高く2段階にする場合の議論もあったと思うんで、ちょっとこの辺の段階的定額制についてのご意見もいただいたほうが良いかなと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員】

すいません。一部宿泊施設さんからしか取れていない入湯税で湯河原の観光の設備を全て整えるというのは、私からしてみると、不公平な税金のような印象を受けるんですね。これが温泉を持っていない宿泊施設さんからも平等に取ります。それを観光の設備整備に充てますというのが正当なんじゃないかなという考えをもっています。

【委員長】

一応そういう制度にはなっているんです。結局、民泊も含めて全部から取るということで、だから入湯税は入湯税の温泉の管理というところで使われるんだけど、おっしゃるように入湯税を払っていないゲストハウスとか、グランピングとかも含めて取るというのが前提ということで、よろしいですかね。まあキャンプ場はどうするかとかもありますけど、宿泊契約をしていれば取りますけどね。テント1張りいくらみたいなね。

民泊からも取るという理解で良いんでしたよね。

【事務局】

宿泊施設であれば、対象となります。

【委員長】

あと、金額のほうはどうですかね。

どこで線を引くのかということも含めて、全部一律が良いのか、それとも少し段階を付けるのかということなんですけど。

【委員】

それに関連して、よろしいでしょうか。入湯税に関しては理解いたしました。

この4ページの左上の部分、米印の「宿泊料金は食事などを含まない、素泊まり料金」という記載がございます。この素泊まり料金の定義を心配しております。綿密に詳細な設計が求められるのではないかと思います。

先進地域は、都市部が大半で、都市部のホテルであれば基本は素泊まりですから問題ないと思いますけれど、当湯河原町も含めて、温泉観光地の旅館は1泊2食付きの宿泊料金が主流となっています。一般的に1泊2食付きの宿泊料金のうちの宿泊と食事の内訳は明示されておられません。そして一定のルールもありません。例えば北海道倶知安町では、10%を1食の食事代相当として、2食20%を控除した残りの80%を素泊まり料金と定義して運営していらっしゃるようですけれども、温泉観光地の旅館において、1万円の宿泊料金で千円の夕食、2万円の宿泊料金で2千円の夕食というのは、かなり違和感があります。食事代の占める割合はもっと高いという意味です。

仮に1泊2食一人5万円の旅館が素泊まり4,900円、食事代が45,100円と主張した場合に反論することはできないじゃないかと思います。

素泊まり換算で、5万円以上とすると、ほとんど該当しなくなってしまうんじゃないかと懸念しております。

また町内の分譲型宿泊施設で室料1万5千円が最低料金で定員5名設定と聞いております。これを利用人数で割らずに、1万5千円のまま判定するのか、5人の場合に1万5千円を5で割って、3千円とするのかこれも大きな違いがございます。

また保養契約等で地方自治体や企業が素泊まり分を負担して、利用者本人は食事代のみを負担するような利用形態があります。多くの場合、素泊まり料金は非公開です。利用者は素泊まり料金がいくらなのかは知りません。この場合の区分をどうするか、これも検討が必要になってまいります。この場合でも食事代に相当する本人負担は、多くの場合5千円以上5万円未満の範囲内だと思います。

このように様々な個別事情があると思います。

段階的定額制を採用するのであれば、素泊まり料金ではなく、1泊2食料金を含めた利用者と宿泊施設の契約上の料金を基準にするのが妥当であると私は考えます。

仮に総務省からの指導等で素泊まり料金が必須ということになるのであれば、混乱や抜け道の元になってしまうので、1泊2食の多いお隣の温泉観光地、熱海市に倣って一律の設定に検討し直すべきと提案いたします。以上です。

【委員長】

ありがとうございます。

これ、一度全国のケースを整理されたほうが良いと思いますので、同じようなことが宮城県でも秋保温泉とかあったり、福岡のケースもあるので、一応明示して宿泊施設さんに理解をいただくということなのかなという感じもしますので、一応少しそこは説明

できるようにしておいた方が良くと思います。

【事務局】

食事代を含めてという部分でございますけれど、まず宿泊税が宿泊行為に対する課税になってしまうので、食事に対する課税を含む形になりますので、そこは正直厳しいのかなというふうには考えております。また、懸念いただいている部分で、素泊まりと食事代をどう分けるのか、どういう比率にするのかという部分につきましては、先ほどおっしゃっていただいた先進事例なんか当然研究しながら、特別徴収義務者に対する手引きなんかを作成しまして、丁寧な説明、こういう宿泊料金、こういう方に対しては、例えば食事代計算していなければ何%にするだとか、いくらにするというのは、湯河原町として明確的に策定したものをお出しするというのは、当然のことだと考えておりますので、そこを含めた事業者の方への説明会や周知などは、必ず丁寧にやっていかなければいけないと考えております。

【委員長】

ケースとして宿泊代の明示がなかったら、それに対する課税というのも、確かあったように思いますので、そこは条例にどう書くかだと思いますので、倶知安町とかの場合は、割と外国人向けが多いので、そこは1泊2食付きが少ないんだと思います。そこは良かったんですけど、おっしゃるように日本型の旅館の場合は分けづらいと、明示もしたくないというケースもあると思いますので、大事なポイントだと思います。

ということで、繰り返しになりますけれど、全額に対して課税されるケースっていうのを、どう捉えるかっていうことですよね。

あとは、これ免税点というか、その金額の方はどうですか、旅館さん側として、これ今、5千円未満とかしているけど、熱海に揃えた方が良くないんじゃないかというのもありましたけど。

【委員】

この素泊まり料金というところを無視すれば、概ね妥当だと思います。

【委員長】

5千円未満と5千円以上5万円未満と5万円以上という、この分け方に違和感はないですか。

【委員】

はい

【委員長】

分かりました。ありがとうございます。

【委員】

結構食事の内容って宿によってまちまちだと思うので、うちはバイキングなんですけれど、バイキングとセットメニューで部屋出しだったりとかすると、やっぱり価格帯が増減というか上下がすごいあると思うんですよ。

なので、そこを入れてしまうと、宿によってちょっとぶれてくると思うので、ちょっと宿泊料金5万円ってなると、結構それを超えてきちゃう所がでてきちゃうという肌感覚がありますね。

【委員長】

その場合、食事料金と宿泊代が明確に分けられない5万円以上の宿もあるということですかね。

【委員】

もうパッケージで出していれば、パッケージの中で割引でしょうから、実際にそれを食事で、素泊まりの人がプラスして当日って言ったときはいくらだけれども、出している時には、1泊2食の2食はある程度割り引いてパッケージ料金で売っているというイメージだと思うので。

【委員長】

いくらでお客さんと宿泊契約しているかということが前提になってきますのでね。

現地で当日、1泊朝食付きで行って、現地で食事を追加しましたって、これは含まれませんから、宿泊費の中にはですね。

食事のみという人は、当然宿泊代取られませんし、あとは添い寝とかね、子供料金は完全にかかりますけど、全く幼児で宿泊代金取られないケースは、赤ちゃんから取るということにはなりませんから、そこはですね。

【委員】

子供に関しては入湯税と同じ基準にさせていただくのが、やはりトラブルがないと思いますので、今現状12歳未満は免税にしていますので、同じ基準を希望します。

【委員長】

宿泊施設さんとしては、それは煩雑ではないということによろしいでしょうか。

【委員】

同じなら煩雑ではないです。

【委員長】

これは、他の自治体の事例も含めて検討しますので、よろしくお願いします。

【事務局】

資料の2ページに記載させていただきましたが、今検討いただいている案では、入湯税と全く同じような形にさせていただいておりますので、12歳未満の方ですとか、修学旅行の関係者の方は、入湯税と同様に課税免除という形で書いてあります。

【委員長】

そこは入湯税に合わせるということで、12歳未満と修学旅行も含めてということですね、今の案ですと。

【事務局】

教育関係も入ります。

【委員長】

教育関係というのは、どこまでを言うんですか。教育旅行、学校行事の宿泊ということですか。

【事務局】

修学旅行に限らず、学校行事の関係ですね。

【委員長】

そういうことですね。それ全般ですね。

だからゼミ合宿は良いのかとかなっちゃいますね。どこまでということなんですけど、法律で定義があるんですよ。

【事務局】

学校教育法などの定義を条例上明確にしまして、基本的には大学を除くような形になってきますが、その辺は条例に明記するような形になってきます。

【委員長】

4ページの右側は、どう見たら良いですか。一般財源、ふるさと納税・交付金と宿泊

税、これが全体の歳出のところの、これが新たな観光予算になるということですね、構成としては。

【事務局】

青色の点線部分の既存事業の拡充や新規事業といった部分が、宿泊税を導入した部分になると考えています。

【委員長】

さっきの使途に繋がりますけども、既存事業の拡充と新規事業という、これは他の所もそうだと思うんで、宿泊税を何に充てるかという、既存事業の拡充と新規事業という、そういう考え方ですね、方針としては。

元々の観光予算が、3.6 億というのが、令和 5 年の観光予算ということですから、1.8 億の宿泊税がくれば、完全に上乗せというよりも、元々の 3.6 億にプラス 1.8 億にはならないということですからね。

【事務局】

徴税費に充てる部分もありますし、また既存事業の精査などは別でございますので、1.8 億全てが上乗せになるというわけではございませんが、ただ基本的には使う事業として既存事業の拡充の部分とか新規事業ということは、当然考えております。

【委員長】

町の財政としては、とにかく減らしたがるというか、そこは既存の 3.6 億があまりにも減り過ぎたら、ちょっと意味がなくなるとしますので、何とか死守できるところは、していただきたいと思います。

ここは、宿泊施設さん側が違和感がなければ、良いと思いますけど、他にどうですか。

【委員】

この資料 3 も公開される感じですかね。

【事務局】

はい。

【委員】

今おっしゃった宿泊税 1.83 億円が、そのまま追加になるわけではないというのは、どこかに記載があったほうが良いのかなと感じました。

もう一つ左側の税込試算の年間 60 万人を想定していますというところなんですが、こ

れは書くかどうかは別として、実際に税が導入されて1年とか2年たつと実際の税収がどれくらいあがったかというのが分かると思うので、その時に誤差が出ると思うんですけど、その誤差はどこにあったのかというのを見る上でも、60万人というのをどういう前提で、どこの数字で、どう見込んでいたのかということ、何らか残しておくとか次の改定の参考資料になるのかなと思います。

【委員長】

確かコロナ前が60万人ぐらい来られたんですよね。

【事務局】

入湯税ベースの宿泊客数になります。なので、入湯税がかからない施設での宿泊者というのも、当然一定数いらっしゃるんですけど、そのあたりの正確な統計というものがないもので、上振れする部分はあるのかなというところはございます。

計算としては、あくまで入湯税ベースの今の実態宿泊者数で計算をさせていただいております。

【委員長】

これは、始まってみないと見えな部分が、もちろんありますけど、当然上振れることは悪いことではないので、一旦今のところカウントできるのが入湯税を支払っている宿泊者数しかとれないということですね。

【委員】

そうでしたら、入湯税ベースの宿泊者というのを書いても良いと思いますね。というのは、上振れは問題ないですけど、下振れたときに、1.83億円という杜撰な見込みをして、実際の税収はこれだけでしたみたいな批判にもなりかねないのかなと思います。

【委員長】

では、括弧書きで、ちょっとここは。

【委員】

宿泊税が導入されることで、どれくらい客が減るかということも見直しの時の争点になると思うので、見込よりどれくらい下振れたかっていうのが。

【委員長】

ここは本当に蓋を開けてみないと分からないところなんで、宿泊料金とかも実態が完璧に把握できていないと思いますので、一応シミュレーションとしては、今5千円未満

5%、5万円までで、90%、5%という割合と、今入湯税でカウントできる宿泊者数60万人ということで、シミュレーションしていますということですよね。

入湯税は、一応額は触らないということで、宿泊施設さん側としても問題ないということで、よろしいですか。

あとは、宿泊税の目的、3ページのところですね、これさっきも出しましたが、観光の定義ということに関わりますので、「町の魅力向上・発展」や「観光振興を図る施策」と書いてますが、観光というものをちゃんと定義付けていただいて、その中に町の魅力とか発展が入ってくると思いますので、ここはまた、条例の中にどう盛り込まれるのかということになります。

【委員】

先ほど、委員が言ったとおりですね。素泊まり料金の設定が不明瞭になるんじゃないかなというふうに思いますね。食事代って勝手に決められるって言えば決められるんで、節税なら良いですけど、脱税に繋がる可能性もあると思いますので、と思いました。以上です。

【委員長】

はい、ありがとうございます。ここは、ちょっと湯河原特有のことを踏まえて、全国事例も調べて、決めていただければ。

【委員】

あと、ルームチャージで売ってるところが、入る人数で5千円を上回ったり、下回ったりという可能性は多々あるのではないかと思いますね。

【委員長】

そうですね。季節によってとか、週末によってとかで当然変わってきますからね。

【委員】

宿泊施設が煩雑になると思いますね。3人で泊まると5千円超えるけど、6人で泊まると5千円切るとか、こういうのも起こってくるのかなと思います。

【委員長】

そうですね。金額がちょうど境目のところで不公平感が出るというのは、これは定額制の避けられないところなんです。だったら定率制にしてくださいという話になってくるわけで、そこは境目は当然出てきて、若干その部分の難しさというのはあるんですけど、そこは何とか乗り越えざるを得ない部分っていうのは出てくるかもしれないです

ね。

【委員】

下は一本で良いんじゃないですか。

【委員長】

そうですね。そこは後、判断になるんですけど。

【委員】

0から5万と5万から上とか、ハードルが1個で良いのかなというふうに思います。

【事務局】

今、皆さんから様々なご意見をいただいている中では、確かに①の5千円未満という部分を小分けすることで煩雑になってしまうですとか、そのような懸念がかなりあるのかなというのがございますので、検討委員会の中で、例えばこの部分を300円一律にして、委員がおっしゃられたように5万円以上の部分だけを残すですとか、そういったことはあるのかなと考えているところでございます。

【委員長】

今のところ、全国的には1万円以下は一律で、あとは取らないという免税点を設けるっていうくらいで、あまりこの5千円というところで段階を付けるっていうのは、あまりないのかなという気はします。

【委員】

かなり煩雑になるハードルですよ5千円というのは。

【事務局】

こちらの案なんですけど、免税点を設けない部分につきまして、本委員会等においても、そこは設けないほうが良いんじゃないかという部分がございました。それを踏まえた上で、なるべく影響がないところの5千円未満というところを設定させていただいたという経緯もございますので、そちらについては、ご議論をいただければなと思っています。

【委員長】

2千円とか3千円のゲストハウスの方にとってのインパクトというのは、よく議論になるんですけど、それがたった百円の差だったらあまり意味がないというかですね、た

いして変わらないという感じなんで、煩雑さを考えたら、今委員がおっしゃったように、そこで差を設けるのは、場合によっては皆さんが煩雑になるというのは、私もそう思いました。

そのところは、委員はどうですか。

【委員】

そういうことであれば、もう一律のほうが分かりやすいし、やりやすいですね。

【委員長】

ありがとうございます。

委員おっしゃったように5千円未満だと、ここは相当動きが激しいというか、そういうことなんだと思います。

一応委員会としては、やはり1万円というのが大体一般的かと思うんですけど。

【委員】

やはり1万円でもぶれがあると思いますので。

【委員長】

5万円以下とかですか。

【委員】

5万円も素泊まり5万円っていうと、ほとんど無くなっちゃうで、だったらむしろ一律で一本にしちゃっても良いんじゃないかと、1泊2食5万円でも契約料金でっていうことになるのであれば、5万円以上を残してもと思うんですけど。

【委員長】

これはですね。なるべく税収は多くあったほうが、いろんな事ができるんで、例えば5万円以上くらいのそれなりの一定の部屋が今後増えるんじゃないかと、外国人が増えたと、比較的そういうラグジュアリーホテルに来るんで、5万円以上という設定はあっても良いのかなとは思いますが、実質はほぼ一律に近いということになるかもしれませんが、少ないのであればね。

【事務局】

仮に5万円以上500円を、もし300円に一律にした場合、差額200円の3万人という計算になりますので、約600万円、試算上は税収減になる計算になります。

【委員長】

今の話だと、5万円以上はほぼ無いんだけど、一応設定しておいて少ないけど、600万円ということをおっしゃいましたけど、実質は皆さんほぼほぼ300円で、だけど3万人くらいはいるということですから、ということであれば、一応5万円以上は500円、5万円未満は300円というのは十分にあり得ますよね。

これがあとは、300円か200円か、熱海は200円でしたっけ。

【事務局】

200円です。

【委員長】

そうですね。熱海は200円なんで、そこの兼ね合いとかも考えていく、長野県は多分一律300円だったと思うんですよ、県として全体で一律ですね。

だから、今後300円という自治体も増えてくる可能性はありますけど。

【委員】

300円一本にすると、60万人で1億8千万円なんですよ。3百万円しか落ちないので、手間の煩雑を考えると300万円くらい失うんだったら、一本のほうが良いのかなと思っちゃうんですけど。

【委員長】

それも一つの考え方で、あとは税の公平性というのもあるので、比較的金額をお支払いになる方には、それなりに応分の負担をしていただいたほうが公平性という視点ではね、定率ほどの公平性は出ませんが、一定の人にはそれなりのということがあるので、そこは皆さんがどう捉えるかです。

【委員】

それを言ったら、入湯税は10万円でも150円しか払わないですし、3千円で泊まっても150円払わないといけないですしね。

【委員長】

そこは、宿泊税とは性質が多少違うので、宿泊料金に対する税として捉えたときに一律で良いのか、ここは10万円とか20万円のスイートルームなんかはないのかもしれないですけど、その人からも数百円で良いのかとなるので、ある程度段階を付けられるのであれば、将来、皆さんがまた投資してラグジュアリーな部屋を作ったりとか、投資されるときにも、5万円以上というのは設定しておいたほうが、また3年後にもう一回設

定すれば良いということではなくて、制度としてはあっても良いような気もしますけれどね。

この辺は、委員会としての意見を一本化するのか、パブコメで聞いた上で決めるのか、ここはどうされますか。

【事務局】

委員会として、一本化して最終的な報告書として取りまとめさせていただきたいというのがあって、また、その委員会の動きとは別に、委員会の報告を受けて町として制度を固めたものをパブリックコメント出させていただきますので、そこで改めてご意見を聞くという形になります。

【委員長】

では、ここでは一律というのも良いんじゃないかという意見と5万円以上はこのまま残すという意見とありましたと、ただ5千円のところで段階を作るというのは、煩雑なんでこれはやめた方が良いでしょうという話になって、5万円以下は一律なのか、1万円くらいで設定するのかというのは、まだちょっと議論の余地がありそうな気がしましたがけども、この辺はどうですか。

【委員】

恐らく1万円を境界にすると、5千円よりも更に煩雑になると思いますので、1万円、5千円は避けたほうが良いと思います。

【委員長】

じゃあ5万円で線を引くのが一番良い感じですか、やるならば。

【委員】

この頭割りにするか、素泊まりにするかにかかってきますけど。

【委員長】

1泊2食、宿泊代が明示できない場合は、その食事代も含む宿泊税ということが前提になりますね。

【委員】

あとルームチャージ、一棟貸しで5万円以上、10万円、20万円の場合にそれを人数で割るのかということですね。

【委員長】

一棟貸しの宿ってありますか。

【委員】

ゲストハウスとか、そういうスタイルの民泊、旅館、ホテルの営業がこれからますます増えると思います。

【委員長】

一棟貸しについて、ちょっと事例がありますかね。

私も、あまり把握していないですけど、一棟貸しの場合。

【委員】

北海道倶知安町の事例だと、人数で割らないと書いてありました。

【委員長】

あそこは定率なんでね。まだそれで良いと思うんですけど、例えば、1泊1千万円でミニマム1週間で借りてくださいみたいな所がありますからね。そういう所はもう何十万みたいな宿泊税がかかるんですけどね。

ちょっと他のケースはどうだったか、私もあまり意識したことなかったですけど、一棟貸しの場合。

【委員】

逆に5万円というと、母数としてはどれくらいあるんですか。

【委員】

一棟貸しだと、10人で泊まれるところが5万円じゃあ安いわけですからね。旅館であまりそういうことをしている所はないです。

【委員長】

一棟貸しは、ちょっと私も調べてみないと分からないですね。最近ちょっと古民家とかありますもんね。これは、いずれにしてもその辺の条件設定をもうちょっと考えるということですかね。

【委員】

基本的にエキシブとかも全部ルームチャージですから、多分入る人数でかなりばらつきが出ちゃうと思うんですよ。1人で入るのと、6人で入るのと、結構6人くらいで

入れる部屋もいっぱいありますので、ここら辺の煩雑さが出てくるんじゃないかと思うんですよ。

【委員長】

そうですね。分かりました。ちょっとその辺の多分、ゲストハウス一棟貸しみたいな、古民家一棟貸しみたいな、ちょっと特殊ケースではありますけども、その場合はどうするかはまた、一般的な分でいうと5万円未満と5万円以上で、5万円未満は300円、5万円以上は500円と、で素泊まりかどうかは、また要議論ということで、概ねそんな感じでしょうか、この委員会ではね、今のところは。

では、事務局から何かありますか。

【委員】

例えばゴルフプレー代とかをインクルードされたパッケージとかを組んだら、5万円とか結構いっちゃうと思うんですけど。

【委員長】

パッケージというのは、旅行会社のパッケージですか。

【委員】

いや、プランとして出す料金ですけど、それがゴルフだったらゴルフだというのが分かるんですけど、それが食事に近いような、例えばワインが付いていましたそのワインが高いのとか、シャンパン付きとかいうプランもいろいろとあると思うんですけど、そのところの泊食分離だったら、素泊まりだったら良いんですけど、そのパッケージとしての契約になるとしたらどこらへんでプランの料金の線引きをするのか、もう契約だったら、もしゴルフ付きプランで6万円いっちゃってたら5万円以上だから500円と、その辺がちょっと明確にしてほしいところですね。

【委員長】

宿泊契約をどこまでするかってことですよね。ゴルフも含めたオールインクルーシブの宿泊代ですよということであれば、それになるわけですよね。

【委員】

うちの場合は、基本的に代金の中にカラオケだったりとか、家族風呂だったりとかが全部入っている料金に、ラウンジのアルコールとかも入っての料金になるんで。

【委員長】

だから、それはもう全体が宿泊料金ということで、お客様も納得しているのであれば、良いと思います。食事を含む様々な特典とか、そういうものが宿泊代金と明示できない場合は、それを含むことを宿泊代金とするということが条例にうたわれていれば良いということになると思います。

という感じで、ここはある程度コンセンサスを取れば、良いかなという気がしますけどね。

事務局は大丈夫ですか。何かコメントはありますか。

【事務局】

今、いろいろといただいた意見の中で、先ほど委員長のほうから5万円以上について分けるという点は、応能負担という税の公平性ということでいただいた部分もありますけれども、一方で、ある意味素泊まりとか食事代とかのことですとか、一棟貸しとかのことも含めると、一律定額制というのは、その辺の手間とかを考えなくて済むという点では、すごいメリットがある部分かなと思いますので、その点は事務局として、検討委員会がどちらをベースにして、例えばあくまでも段階的定額制として5万円未満は300円、5万円以上は500円と設定して、ただ委員の意見として煩雑性の観点から一律定額制も良いんじゃないかという意見があったというような報告の仕方もあるのかなと思いました。

【委員長】

さっき委員がおっしゃったと思うんですけど、そこまで減収のインパクトがないんじゃないかというお話もあったので、もちろん一律300円でというのもあり得る、それも選択肢になると思います。

今後、都市部のホテルとか、福岡なんかもそうなんですけど、割とラグジュアリーホテルがどんどん開発して進出してくるんで、そういう意味で、ある程度の税額も設定しておいたほうが将来の税収になるということで意味はあると思うんですけど、そんなにホテルがどんどん開発されるという所じゃないと思うので、その意味では、今の実態に合わせておくということは、もちろんあるんだと思います。

ということで、一律全部300円にして、ただあとは、2千円とか3千円のゲストハウスがどれくらいあるか分かりませんが、その方々からのいろいろ、当然反論があると思うんで、数万円の宿の人たちと一緒にじゃないと言われることがよくあるので、そのためのガス抜きじゃないですけど、多少段階を付けることで、安いゲストハウスの人たちに対する説明にもなるということもあるので、そこはまた最終的に役場のほうでも見直していただいて、一応今のところ、一律の意見も出たということで、一律という案と5万円くらいで段階を付けるという案と両方ありますよということだと思いますね。

はい、ではとりあえず、今の段階では他にないと思いますので、一旦これはよろしい

ですかね。

3 その他

【委員長】

一応議題としては以上になりますけど、あとは次回のところの話になると思いますので、ここで事務局のほうから次回の日程調整などについて、よろしくお願いします。

【事務局】

ここで次なんですけども、使途の部分、税額の部分ですかね、その辺を揉むような形になりまして、4月中に1度開かせていただければなというところがございしますが、ちょっと日程的にも、もう来月ということもございしますので、今ここで日程を調整させていただくということは、委員の皆さん可能でしょうか。

【委員長】

はい。

日程調整結果 第4回宿泊税検討委員会 令和7年4月7日午前10時～

【事務局】

事務局からは、以上でございます。

【委員長】

では、以上でよろしいでしょうかね。

4 閉 会

【事務局】

皆さん、本日もいろいろとご議論いただきまして、ありがとうございます。

また、次回は4月7日の10時からということになりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、本当にありがとうございました。